

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

規 則

- 福島県税条例施行規則の一部を改正する規則 五〇二
- 福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則 五〇三

告 示

- 一般廃棄物処理施設設置の許可申請があつた件 五〇三
- 平成二十九年年度麦類原種の配付数量及び配付価格を定めた件 五〇三
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 五〇三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 五〇四
- 道路の区域を変更する件二件 五〇四
- 都市計画事業を認可した件二件 五〇四

公 告

- 肥料の登録が失効した件 五〇五
- 都市計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けた件 五〇五
- 一般競争入札を行う件 五〇六

規 則

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第六十一号

福島県税条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改

正する。

第四百四十一条第一項中「被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金」を「福島県地域公共交通確保維持改善事業費補助金」に改める。

第二百二十七号の四様式備考1注(3)中「被災地域地域間幹線系統確保維持費補助」を「福島県地域公共交通確保維持改善事業費補助金」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福島県税条例施行規則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

(税 務 課)

福島県規則第六十二号

福島県営住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

福島県営住宅等条例施行規則（平成九年福島県規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

附則別表福島県営牛越団地の項の次に次のように加える。

福島県営下北迫団地	広野町
-----------	-----

附則別表福島県営下矢田団地の項の次に次のように加える。

福島県営勿来酒井団地	いわき市
------------	------

福島県営平赤井団地	いわき市
-----------	------

附則別表に次のように加える。

福島県営泉本谷団地	いわき市
-----------	------

福島県営磐崎団地	いわき市
----------	------

別表第二の一の表福島県営牛越団地の項の次に次のように加える。

福島県営下北迫団地	広野町
-----------	-----

別表第二の一の表福島県営下矢田団地の項の次に次のように加える。

福島県営勿来酒井団地	いわき市
------------	------

福島県営平赤井団地	いわき市
-----------	------

○・九三

○・八七

別表第二の一の表に次のように加える。

福島県菅本谷団地	いわき市	〇・八八
福島県菅磐崎団地	いわき市	〇・八九

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(建築住宅課)

告 示

福島県告示第五百九十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百二十七号）第八条第一項の規定により、一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から許可の申請があったので、次のとおり告示する。なお、その申請書及び同条第三項に規定する当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、平成二十九年九月十二日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
環境省福島地方環境事務所 所長 土居 健太郎
福島県福島市栄町十一番二十五号A X Cビル六階
- 二 一般廃棄物処理施設の設置の場所
福島県双葉郡富岡町大字毛萱字浜畑百九十七番一ほか百二十一筆
- 三 一般廃棄物処理施設の種類
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第五条第一項に規定するごみ処理施設のうち焼却施設
- 四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
津波廃棄物、家屋解体廃棄物、片付けごみ、除染廃棄物、捕獲鳥獣及び埋却家畜
- 五 申請年月日
平成二十九年八月八日
- 六 縦覧場所
 - 1 福島県相双地方振興局県民環境部環境課
福島県南相馬市原町区錦町一丁目三十番地
 - 2 富岡町生活環境課
福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚六百二十二番地の一

- 3 檜葉町くらし安全対策課
福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂五番地の六

(一般廃棄物課)

福島県告示第五百九十九号

平成二十九年度麦類原種の配付数量及び配付価格を次のとおり定めた。

平成二十九年九月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 原種の配付数量

種類	品種名	数量(単位 キログラム)
小麦	きぬあずま	二五〇
	ゆきちから	二八〇
	小麦合計	五三〇
- 二 原種の配付価格

種類	単位	価格(消費税及び地方消費税を除く。)
小麦	一キログラム	三二四円

(水田畑作課)

福島県告示第六百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容をいわき市の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年九月十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小社神明神社 下小川区
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件（平成二十九年福島県告示第五百四十号）によること。
 - 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第六百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不分明な者の氏名
梁取広明
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十九年農林水産省告示第五百八十九号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不分明な者の氏名
藤口山次 藤口山次
- 二 通知の内容の要旨
 - 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十九年農林水産省告示第五百九十号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第六百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で平成二十九年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道国見 福島線	伊達郡桑折町大字成田 字百目木二〇番一地从 先	変更前 変更後	八・二〇 一六・六	三七五・一
	同 郡同 町大字成田 字元宿二二番六地先ま で	変更後	一一・九〇 二四・六	三七五・一

（道路計画課）

福島県告示第六百四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で平成二十九年九月十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前の 変更後	敷地の幅員 (メートル)	延 長
県道矢吹 小野線	田村郡小野町大字菖蒲 谷字仲田一番九地先か ら	変更前 変更後	一四・七〇 二四・二	一一一・一
	同 郡同 町大字菖蒲 谷字前田一一二番一地 先まで	変更後	一四・七〇 一五・二	一一一・一

（道路計画課）

福島県告示第六百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十九年九月十二日

- 一 施行者の名称 株式会社福家産業
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 平泉崎一団地の住宅施設事業
- 三 事業施行期間 平成二十九年九月十二日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 いわき市のうち
 - 平泉崎字砂田の一部の区域
 - 平泉崎字下百目木の一部の区域
 - 平泉崎字砂田の一部の区域

使用の部分

平泉崎字砂田の一部の区域

(まちづくり推進課)

福島県告示第六百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第四項の規定により、都市計画事業について、次のとおり認可した。

平成二十九年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 株式会社アドマック
- 二 都市計画事業の種類及び名称 いわき都市計画一団地の住宅施設事業 常磐上矢田一団地の住宅施設
- 三 事業施行期間 平成二十九年九月十二日から平成三十二年三月三十一日まで
- 四 事業地 収用の部分 いわき市のうち
 - 常磐上矢田町湯草田及び町田の各一部の区域

(まちづくり推進課)

公 告

公告第九十号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十四条の規定により、次の登録は失効した。

平成二十九年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号 (福島県)	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)			その他の規格	氏名又は名称	住所	失効年月日
			窒素全量	りん酸全量	加里全量				

842	乾燥菌体肥料	乾燥菌体肥料	5.0	1.0	一	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	片倉コープ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号	平成29年8月21日
-----	--------	--------	-----	-----	---	--------------------------------------	-----------	--------------------	------------

(農業総合センター)

公告第九十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第二十条第一項の規定により、郡山市から県中都市計画地区計画の変更に係る関係図書の写しの送付を受けたので、次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月十二日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する図書

総括図、計画図及び計画書の写し

- 二 縦覧場所

福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県中建設事務所企画管理部企画調査課

(都市計画課)

公告第192号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成29年9月12日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 3D モーションキャプチャー 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成30年3月30日（金）
- (4) 納入場所 福島県ハイテクプラザ

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成29年10月10日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7563

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成29年9月12日（火）から同年10月10日（火）まで（土曜日、日曜日、同年9月18日及び同年10月9日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成29年9月19日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成29年10月24日（火）午後1時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、同月23日（月）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : 3D Motion Capture lset
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 1:30 p.m., 24 October 2017
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 23 October 2017
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)